

諮問番号：平成29年度諮問第58号
答申番号：平成30年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めらる審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、認容すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 審査請求書における主張の要旨

審査請求人は、担当ケースワーカーから指摘されるまで審査請求人の二男（以下「二男」という。）にアルバイト収入があることをまったく知らなかった。また、二男も生活保護制度の理解もなく不正をする意思はなかった。

(2) 反論書における主張の要旨

審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に、担当ケースワーカーから二男の状況を聞かれ、「アルバイトも含め、何をしているのか解らない。この3年間、二男との会話もできなく何を言っても無視されている」と状況を説明した。

審査請求人は、その後も二男に対して生活保護では、アルバイトをしておれば収入申告をしなければならないことを説明したが、無視され続けた。

審査請求人が収入申告をしようと思っても、二男から給与明細も見せてもらえないため、悩んだあげく担当ケースワーカーに直接二男に話をしてもらおうよう依頼したが「それは親の責任です。あなた親でしょ。」と言われ、どうすることもできず、さらに悩む日が続いた。

審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇担当ケースワーカーが作成した収入申告に関する文書の送付を受け二男に渡したが、審査請求人の言うことは無視されるため、二男が中身を読み、理解したかどうかはわからない。

審査請求人は、その後、二男の通帳を手にすることができ、二男がいつからアルバイトし、どれだけの収入を得ていたのかを具体的に把握することができたため、収入申告を行なった。

審査請求人としては、二男から仕事の内容や収入について聞き出さなければどうすることもできず、話を持ち出しても無視される状態が一年間も続いた。担当ケースワーカーがはじめから通帳での確認方法を助言してくれれば、悩み続けず対応できた。

審査請求人は、担当ケースワーカーに対して二男に無視されていることを伝えても「それは親の責任、あなた親でしょ。」と言われ、子どもとどのように接していいのかわからず、自信をなくしてしまった。

審査請求人は、子どもの反抗期はそれぞれの家庭の事情によって異なるにも関わらず、一方的な判断で法第78条の処分とされたことに納得できないことを反論する。

(3) 平成30年5月14日に大阪府行政不服審査会が実施した口頭意見陳述における審査請求人の主張の概要

2か月に1回の家庭訪問時に、二男に確認をしようと話しかけたが聞いてもらえず、どうしていいか解らないと担当ケースワーカーに伝えたが、聞き入れてくれなかった。審査請求人は、どうしていいか解らなかったので、担当ケースワーカーに二男あてに手紙を書いてくれるよう依頼し、担当ケースワーカーに書いてもらった手紙を二男に渡した。

その後の家庭訪問で、担当ケースワーカーに、何度も二男に話しかけるが聞いてもらえないので、どうにかできないかと相談をした結果、その時在宅していた二男と担当ケースワーカーが話をすることとなり、担当ケースワーカーを通じて二男がアルバイトをしていることや通帳を持っていることを知った。

担当ケースワーカーから二男の通帳を銀行で記帳するよう指示があったので、すぐに、銀行で通帳の記帳を行い、記帳の内容を確認せずに担当ケースワーカーに提出した。記帳後の通帳を見た担当ケースワーカーから、二男が長い間アルバイトをしていたことを伝えられた。

収入申告は、記帳した通帳を提出することで良い旨を担当ケースワーカーに確認し、安心していたところに、不正の手段により保護を受けているとして法第78条による費用徴収の通知があった。何度も相談し、助けを求めているのに、親の責任だとして助けを拒否され、挙句の果てに、不正の手段を理由とする費用徴収の通知がなされ、納得できない。

現在は、二男の通帳を提出している。また、半年以上生活保護が停止されているため、今まで貯めていたお金を取り崩して生活している状態で、何十万円もの返還を求められても、どうしてもいいか解らない。

2 処分庁

(1) 弁明書における主張の要旨

次の理由によって本件徴収決定は適正・正当である。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の1の答②において、法第78条によることが妥当な場合として（a）「届出又は申告について口頭又は文書による指導をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。」と示されている。

審査請求人は、担当ケースワーカーから指摘されるまで二男にアルバイト収入があることをまったく知らなかった。また、二男は不正をする意思がないことを主張している。しかし、処分庁が、平成〇〇年〇月〇〇日や同年〇月〇〇日の家庭訪問時に、審査請求人は二男のアルバイトについてふれている。また、同年〇月〇〇日付けの審査請求人及び二男あての文書で、収入申告が必要な旨を通知している。

その後、平成〇〇年〇〇月〇〇日の家庭訪問時に担当ケースワーカーが二男に会い、高校在籍時からアルバイトを行っていることを確認しており、収入申告するように指示している。しかし、再三の口頭指導にもかかわらず、二男の収入申告がなされなかったため、やむを得ず同年〇〇月〇〇日付けで法第27条第1項の規定による指導指示の文書（以下「指導指示書」という。）を作成した。その結果、はじめて同月〇〇日に二男の平成〇〇年〇月からのアルバイト収入を、提示のあった二男の通帳から確認した。

法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他の生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。また、審査請求人は、「世帯主だけでなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても福祉事務所長に申告する義務があること。高校生などの未成年者が就労（アルバイトを含む）で得た収入についても申告する義務があること。不実の申告があつた場合は、法第78条に基づき、得た収入の全額を徴収されるものであること。不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は『不実の申告』と福祉事務所に判断される場合があること。そのため、世帯全体の収入に変動があつた場合、すみやかに福祉事務所に申告すること。」と記載された「法第61条に基づく収入の申告について（確認）」の届出書に、平成〇〇年〇〇月〇日に「その内容について理解した」として署名している。

本件の場合、収入状況に変動があつた後に、担当ケースワーカーが家庭訪問時に複数回にわたり収入の申告を指示していたにもかかわらず申告がなかったことにより不実の申告と判断したものであり、法第78条の適用は妥当である。

本件徴収決定は、法に基づき公平・公正な判断により行ったものである。よって、本件徴収決定は何ら違法・不当なものではなく、本件審査請求について棄却を求めるものである。

(2) 処分庁回答書の要旨

ア 不実の申告と判断した理由

(ア) 平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人に対して「法第61条に基づく収入の申告について(確認)」の文書を読み上げ、「世帯主だけでなく、働ける年齢の者が世帯にいる場合、その者の収入についても福祉事務所に申告する義務があること、高校生などの未成年者が就労(アルバイトを含む)で得た収入についても申告する義務がある」ことを強調のうえ説明し、審査請求人が説明の内容について理解したことを確認した。

(イ) 平成〇〇年〇月〇〇日に審査請求人から二男のアルバイトについての情報提供があり、同年〇月〇〇日に審査請求人が来庁した際に二男のアルバイトについて確認したが、二男とのコミュニケーションの困難さを訴えるのみで、収入申告はなかった。

(ウ) 平成〇〇年〇月〇〇日の家庭訪問時に審査請求人は二男の就労内容を把握していたにもかかわらず、二男が給与明細を持っているかわからないことを理由として収入申告がなかったため、担当ケースワーカーから、給与明細がないのであれば、給与が振り込まれている通帳のコピーを提出するよう求めるとともに、審査請求人に、「生活保護のしおり」を用いて収入申告義務を説明のうえ、二男に伝えるよう依頼をしたが、二男とコミュニケーションをとることが困難として断られた。審査請求人から担当ケースワーカーに対して、二男に話をして欲しいとの依頼を受けたため、今、二男と話が可能であるかと審査請求人に尋ねが、自室で寝ていることを理由に断られた。

(エ) 平成〇〇年〇月〇〇日に審査請求人が来庁した際に、二男に話をするために審査請求人宅へ複数回電話をしたが応答がなかったことを伝えたところ、行政からの文書による働きかけの希望があったため、平成〇〇年〇月〇〇日付けで、審査請求人と二男あてに、二男のアルバイト収入の申告が必要である旨の文書を作成し送付した。

(オ) 平成〇〇年〇月〇〇日の家庭訪問時に審査請求人と二男あてに送付した文書について確認したが、審査請求人の希望に基づいて文書による働きかけを行ったにもかかわらず、当該文書が見られていない状況であった。

(カ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日の家庭訪問時に不在だったため、資産申告書や給与明細等の提出を促す訪問連絡票をポストに投函したが、平成〇〇年〇〇月〇〇日の家庭訪問時まで、審査請求人及び二男から二男の収入関係に係る報告はなかった。

(キ) 平成〇〇年〇〇月〇〇日の家庭訪問時に二男と家庭内面談を行った際

に、二男は、普通の受け答えができており、審査請求人がいう反抗期でまったく口も利かない状態とは思えず、収入申告が必要なことを理解している印象を受けた。また、毎日何をして過ごしているか尋ねたところ、アルバイトをしているとの回答があったため、アルバイト収入の申告が必要なことを説明のうえ、これまでに得た収入を申告するよう指導したが、給与明細はすべて捨てたとのことだったため、給与が振り込まれている通帳を平成〇〇年〇〇月〇〇日までに持参するよう指示した。

(ク) 二男の給与額を確認できる書類の提出がなかったため、平成〇〇年〇〇月〇〇日に審査請求人に電話をかけ、法に基づき文書指導する事態になる旨を説明した。

(ケ) 口頭等での指導では二男のアルバイト収入の申告が行われなかったため、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、二男の就労収入を申告するよう指示した指導指示書を作成するに至った。平成〇〇年〇〇月〇〇日の家庭訪問時に指導指示書を手交した結果、二男の給与が振り込まれている通帳の提示があったが、直近の給与額が未記帳だった。平成〇〇年〇〇月〇〇日に未記帳分が記帳された通帳の提示があり、二男のアルバイト収入の確認に至った。

通常、口頭等での指導で就労収入は申告されるが、指導指示書を発行するまで就労収入が申告されなかった。

(コ) 以上の経過のとおり、再三にわたる口頭等で指導を行ったにもかかわらず、申告を遅延させる行為は、消極的に事実を故意に隠ぺいしている状態といえる。少なくとも、平成〇〇年〇〇月〇〇日の家庭訪問時に、二男はアルバイトを継続していて、給与明細をすべて破棄したと担当ケースワーカーに話しており、この行為は、自らの収入を隠ぺいする行為といえ、審査請求人が二男の就労収入の申告をしづらくしているものである。しかも就労収入を預金通帳で確認するよう、具体的に指示をしていたにもかかわらず、半年間これを放置していた。

以上のとおり、審査請求人は二男がアルバイト収入を得ている可能性について認識していたにもかかわらず、申告を怠ったことが法第61条に違反し、担当ケースワーカーが二男のアルバイト収入について審査請求人に複数回聞き取りを行ったり、審査請求人や二男あてに申告を促す文書を送付しても反応がなかったこと、就労の事実判明後も指導指示書を発行するまで就労収入の申告がなかったことに鑑み、「不実の申告」と判断するに至った。

イ 法第78条の処分とした理由

法第78条によることが妥当な場合として、生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引き」という。）の

IV 3 法第 78 条の適用の判断 (2) 法第 78 条の適用ウ(ア)において「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき」と示されている。

二男のアルバイト収入については、審査請求人に対して平成〇〇年〇〇月〇〇日付けでの指導指示書の作成に至るまで、同年〇月〇〇日から、家庭訪問時や来庁時等に複数回にわたり就労収入の申告について指導・指示を行ったが、口頭等での指導・指示では就労収入の申告に至らなかった経過があり、法第 78 条に基づく費用徴収決定が妥当であると判断するに至った。

ウ 二男に対しての就労収入の申告に係る働きかけ等

平成〇〇年〇月〇〇日の家庭訪問時に、二男と直接話をしたい旨を審査請求人に対して申し出たが、その時は二男が寝ているとのことで断られている。また、同年〇月〇〇日に審査請求人が来庁した際に、二男のアルバイト収入の申告に対しては、行政からの文書による働きかけを希望したため、同年〇月〇〇日付けでアルバイト収入の申告が必要な旨を記載した文書を審査請求人と二男あてに送付した。その後、平成〇〇年〇〇月〇〇日の家庭訪問時に二男と直接会い、〇〇月〇〇日までに収入申告するよう指示をしたが、期限の〇〇月〇〇日までに申告されなかった。二男への働きかけについては、審査請求人の意思を確認し、配慮しながらすすめてきたが、口頭等での働きかけでは、収入申告に至らなかったため指導指示書の発行に至った。審査請求人の意思を確認し、審査請求人や二男に配慮しつつ、可能な範囲で就労収入者本人への直接の働きかけに努めることは必要と考える。

3 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 処分庁は、審査請求人及び二男に対し、二男のアルバイト収入を申告するよう口頭指導し、請求人及び二男がこれに応じなかったため、法第 27 条第 1 項の規定による指導指示（以下「指導指示」という。）を行ったところ、審査請求人から、二男の通帳の提出があり A 株式会社からの給与を確認したため、二男が受け取った金員について、法第 78 条を適用し、本件

徴収決定を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、二男にアルバイト収入があることをまったく知らず、二男も不正をする意思はなかったこと、また、反抗期の二男に無視され続けるなどそれぞれの家庭の事情は異なるにも関わらず、一方的判断で法第78条の処分とされたことに納得できない旨主張する。

しかしながら、法第61条の規定により、被保護者は、収入の状況等について変動があったときは、保護の実施機関への届出義務が課せられており、処分庁の主張のとおり、審査請求人は、高校生などの未成年のアルバイト収入についても申告義務がある旨を認識していたものといえる。また、処分庁の主張のとおり、審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に、二男の状況について話をし、処分庁は、審査請求人に対し、二男がアルバイトをしているのであれば二男の収入を申告するよう複数回の指示を行い、また、担当ケースワーカーが直接、二男からアルバイトをしている旨を聞き取ったため、通帳等を持参するよう指示したが、審査請求人及び二男は処分庁の指定する日時に収入申告を行わず、指導指示をもって、はじめて、申告した事実が認められる。

反抗期の二男に無視され続けるといった当時の審査請求人の家庭状況は一定理解できるものの、法第78条の不実とは、消極的に事実を隠蔽することも含まれると解されており、また、届出又は申告についての指示に応じない場合は、法第78条によることが妥当とされていることから、処分庁の複数回の指示に審査請求人及び二男が応じなかったとして法第78条を適用した処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

- (3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年3月15日	諮問書の受領
平成30年3月16日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月6日 口頭意見陳述申立期限：4月6日
平成30年4月20日	第1回審議
平成30年5月14日	審査請求人の口頭意見陳述実施、第2回審議
平成30年5月22日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：平成30年6月1日付け豊健福第209号）
平成30年6月22日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第27条第1項は、指導及び指示を定め、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定している。
- (3) 法第61条は、届出の義務を定め、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。
- (4) 法第78条第1項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定している。
- (5) 「問答集」問13の1の「不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用」の答において、「法第78条によることが妥当な場合」として、「(a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。」と示されている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）等によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで、処分庁は審査請求人に対し法による保護を開始した。
- (2) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人が担当ケースワーカーに対して、二男がアルバイトをしている可能性があるが、本人に聞いても返事が返ってこないため困っていることを告げる。

- (3) 同年〇月〇〇日、担当ケースワーカーは、審査請求人宅の家庭訪問時に、審査請求人が二男は居酒屋でアルバイトをしているようだが全く会話がないたため詳しいことは分からないと言ったため、アルバイトをしているのであれば収入申告の義務があることを説明し、二男の給与明細の提出が困難であれば給与が振り込まれている通帳のコピーを提出するよう口頭で指導を行った。このとき二男は就寝中で直接話ではできなかった。
- (4) 同年〇月〇〇日、担当ケースワーカーが来所した審査請求人に対し、審査請求人から二男に収入申告等の書類を提出するよう伝えるよう述べると、審査請求人は二男が反抗期で話を聞かないため担当者から二男宛に手紙を送ってほしいと希望した。同年〇月〇〇日、担当ケースワーカーは、審査請求人と二男宛に、二男がアルバイトをしているのであれば毎月の収入申告が必要なので給与明細と就労収入申告書を提出すること等を内容とする手紙を作成して送付した。同月〇〇日、担当ケースワーカーが審査請求人宅を家庭訪問した時、審査請求人はこの手紙をまだ見ていないこと、二男は最近家にいることが多いのでアルバイトはしていないと思うこと、および相変わらず二男との会話がないうこと等を述べた。
- (5) 同年〇〇月〇〇日、担当ケースワーカーが審査請求人宅の家庭訪問時に二男の就労収入の申告を提出するよう審査請求人に指導すると、二男が審査請求人に呼ばれて自室から出てきたため、担当ケースワーカーが二男に生活状況を質問すると、二男は高校在学中から現在までアルバイトを継続していると告げたため、収入申告の必要があることを説明し、これまでの収入申告をするよう指導した。二男が給与明細は捨てたと述べたため、給与が振り込まれている通帳を同年〇〇月〇〇日までに持参するよう指示した。
- 同月〇〇日、担当ケースワーカーは審査請求人に電話し、上記書類の提出を確認できないため、翌日必ず提出するよう審査請求人に指導した。審査請求人は二男に聞かないと分からないと答えた。同年〇〇月〇日、審査請求人から電話があった際、担当ケースワーカーが上記書類の提出を指示すると、審査請求人は二男に言っているがなかなか動いてくれないと答えたため、申告義務について念を押し、今後も上記書類の提出を確認できない場合は文書での指導となることを伝え、その旨を審査請求人から二男に話しておくように伝えた。
- (6) 同月〇〇日、担当ケースワーカーは、審査請求人に電話し、二男の給与額を確認できる書類提出の時期を尋ねるとともに、二男に書類を借りて持参することを指摘したが、審査請求人は仕事が忙しくいけないと述べたため、文書での指導となることを伝えた。同日、処分庁は、二男がこれまで得たすべての就労収入額等について、収入額及び受取日が確認できる資料

を添付のうえ同月〇〇日までに申告すること等を指導事項・内容とし、履行期限を同月〇〇日とする法第27条第1項に基づく指導指示書を作成した。そして同月〇〇日に審査請求人宅を家庭訪問し、上記指導指示書を読み上げて手交した。このとき、審査請求人は今から提出しに行こうと思っていたと述べ、二男の通帳等を担当ケースワーカーに見せた。担当ケースワーカーは直近の給与振り込みを記帳したうえで持参するよう指示した。同月〇〇日、審査請求人が処分庁を訪れ、二男の給与が振り込まれている銀行通帳等を持参し、処分庁は、平成〇〇年〇月から現在まで二男が毎月給与を受け取っていることを確認した。

- (7) 平成〇〇年〇月〇〇日、審査請求人は処分庁を訪れ、二男と会話がないためアルバイトをしていることが分からなかった、不正受給ではないと訴えた。同月〇〇日、処分庁は、ケース診断会議で、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇〇月までに得た二男の収入額全額を法第78条により徴収決定することが妥当であるとの結論に至った。
- (8) 処分庁は、同年〇月〇〇日付けで、法第78条に基づき〇〇〇〇〇〇〇〇円を費用徴収決定額とする本件処分をした。同年〇月〇日、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 判断

- (1) 法第78条に基づく費用徴収は、「不実の申請その他不正な手段により」保護を受けた者に対するいわば損害追徴としての性格を有するものと解されている。「不実の申請その他不正な手段」には、手引きの3(1)において「消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」と示されている。また、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の2「法第78条に基づく費用徴収決定について」では、法78条の条項を適用する際の基準の一つとして「保護の実施機関から被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかったとき」が挙げられている。
- ただし、留意しなければならないのは、まず、法第61条の届出義務違反があったのみでは法第78条の要件に該当するといえないという点(横浜地方裁判所平成27年3月11日判決)である。次に、課長通知の2で、「被保護者に不当に受給しようとする意図がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき」は「法63条の適用が妥当である」こと、および「法第78条の適用に当たって最も留意すべき点は、被保護者等に不当又は不正に受給しようとする意思があったことについての立証の可

否である」ことが述べられている点である。

そのほかに本件で注目されるのは、審査請求人世帯の世帯員である二男のアルバイト収入の未申告について、これが「不実の申告」に当たると処分庁が主張している点である。この点に関しては、課長通知の2(2)で、「世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由により、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自署による署名等の記載を求めること。」と規定されていることにも留意が必要である。

以上の諸規定に照らし、また、法第78条に基づく費用徴収決定が被保護者である相手方の資力を考慮せずに金銭納付義務を課す不利益処分である上、国税徴収の例による強制徴収の対象となること（同条第4項）に鑑みると、処分庁は、本件で法第78条を適用するにあたり、審査請求人について、口頭又は文書での指示に従わず二男のアルバイト収入を申告しないことによって不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったとの事実を立証しなければならない。そこで以下では、この観点から処分庁の主張の当否について検討する。

- (2) 処分庁は、審査請求人が、担当ケースワーカーが二男のアルバイト収入を申告するよう口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかった点に関して次のように主張する。すなわち、弁明書において、「収入状況に変動があった後に、担当ケースワーカーが家庭訪問時に複数回にわたり収入の申告を指示していたにもかかわらず申告がなかったことにより不実の申告と判断したものであ」と述べる。また回答書においては、平成〇〇年〇〇月〇日の事実と、平成〇〇年〇月〇〇日から同年〇〇月〇〇日までの経過を縷々述べた上で「再三にわたる口頭等の指導にもかかわらず申告を遅延させる行為は消極的に事実を故意に隠蔽している状態である。少なくとも、平成〇〇年〇〇月〇〇日の家庭訪問時に、二男はアルバイトを継続していて、給与明細を全て破棄したと担当ケースワーカーに話しており、この行為は自らの収入を隠蔽する行為といえるし、審査請求人が二男の就労収入を申告しづらくしている。しかも世帯主に対して就労収入を預金通帳で確認するよう、具体的に指示していたにもかかわらず半年間これを放置していた」こと、「審査請求人が二男がアルバイト収入を得ている可能性について、申告を怠ったことが法第61条に違反」すること、

および「担当ケースワーカーが二男のアルバイト収入について審査請求人に複数回聞き取りをおこなったり、審査請求人や二男あてに申告を促す文書を送付しても反応がなかったこと、就労の事実判明後も指導指示書を発行するまで就労収入の申告がなかったことに鑑み、『不実の申告』と判断した」と主張する。

(3) しかしながら、処分庁の以上の主張に対して次のような問題点を指摘することができる。

すなわち、まず第1に、平成〇〇年〇〇月〇日に、高校生など未成年が就労（アルバイトを含む）で得た収入についても申告義務がある旨等が記入された、法61条に基づく収入申告を被保護者に確認させるための書面（課長通知の別添2）には、その内容を理解した旨の審査請求人の署名がたしかに存在する。もっとも、法78条の条項を適用する際の基準の一つである「口頭又は文書による指示をした」とは、同書面による概括的な申告義務の説明では足りず、少なくとも個別具体的な指示を行ったことが必要である。

第2に、審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に二男がアルバイトをしている可能性があることを担当ケースワーカーに告げており、この点で、二男がアルバイトしている事実それ自体を隠蔽しようとする意思は認められない。また、このとき審査請求人は、二男に尋ねても返事が返ってこないため困っているとも述べており、これを受けて担当ケースワーカーは二男に直接聞き取りを行うことを提案していることから、この時点では、審査請求人も担当ケースワーカーも二男のアルバイトの事実を確認できていないこと、担当ケースワーカーから審査請求人と二男に収入申告を求める個別具体的な指導を行っていないことは明らかである。さらに、担当ケースワーカーから二男に対し収入申告に関する説明および指導した事実も認められない。

第3に、同年〇月〇〇日に至って初めて、担当ケースワーカーは審査請求人に対し、給与明細が提出できない場合は通帳のコピーを提出して二男のアルバイト収入を申告するよう求める具体的な指導を行ったとみられる。また同年〇月〇〇日にも審査請求人から二男に対し収入申告等の書類を提出するよう伝えるよう述べている。これに対して審査請求人は、二男宛に担当ケースワーカーから手紙を送ってほしいと要望した事実をみると、審査請求人には指導に応じて収入申告を果たす意思がないとまで断定することはできない。また、同年〇月〇〇日になって担当ケースワーカーが手紙を送付した後、同月〇〇日の時点でも、審査請求人はまだ手紙を見ていないと言う反面、二男が自分と会話しないことを担当ケースワーカーに告げており、収入申告を求める指導の内容が二男自身には十分に伝わっていないことが認められる。このことから、二男が給与明細を全て破棄したことは収入を隠蔽する行為であるという処分庁の主張は妥当であるとはいえない。

第4に、担当ケースワーカーが直接二男に対して収入申告の必要を説明し、これまでの収入申告をするよう指導したのは、ようやく同年〇〇月〇〇日になってからのことである。この時点で、担当ケースワーカーは、同月〇〇日という期限を付して通帳を持参するよう口頭で指示している。その後、期限を過ぎても提出されず、この点について審査請求人は、二男に聞かないと分からない、二男に言っているがなかなか動いてくれない等と述べている。これに対して担当ケースワーカーは、提出されない場合は文書での指導となる旨を審査請求人から二男に伝えるよう答えたにとどまり、直接二男に対して提出を再度指示するといった対応をとっていない。

第5に、同年〇〇月〇〇日、審査請求人は、法第27条第1項に基づく指導指示書を受け、担当ケースワーカーに二男の通帳を見せており、また、直近の振り込みを記帳して持参するよう求める指示に従い、同月〇〇日に処分庁にこれを持参している。審査請求人のこうした行為は指導指示書の指導事項・内容を履行したものであるから、審査請求人が「文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかった」に該当するということとはできない。

以上、処分庁は、審査請求人に対して二男の就労収入を預金通帳で確認して申告するよう具体的に指示していたにもかかわらず、審査請求人が半年間これを放置していたとみて、これにより『不実の申告』と判断している。しかしながら審査請求人は、二男がアルバイトをしている事実それ自体は担当ケースワーカーに申告しており、その上で二男が話をしないために給与明細または預金通帳の所在が分からず収入金額を申告しようにもできないので困っていることを訴え続けていたと認めることができる。こうした状況において処分庁としては、審査請求人と二男との関係に配慮しつつ、二男に対してより積極的に働きかける等の措置をとることが望ましい。

- (4) 以上、処分庁の主張を検討したところをふまえ、本件の事実関係に基づき総合的に判断すると、処分庁は、審査請求人について、口頭又は文書での指示に従わず二男のアルバイト収入を申告しないことによって不当又は不正に保護を受給しようとする意思があったとの事実を立証していないといわざるを得ないから、二男の就労収入に関して審査請求人が「不実の申告その他不正な手段により」保護を受けたとまではいえない。したがって、本件処分は法78条の要件を欠き違法であるから、その取り消しを求める本件審査請求は認容されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会
委員（部会長）曾和 俊文
委員 前田 雅子

委員

矢倉 昌子